

2026年3月30日

株式会社アイキャスト 放送視聴契約約款改定のお知らせ

このたび、2026年4月1日をもって「[株式会社アイキャスト 放送視聴契約約款【2022年6月30日以前にご契約のお客様対象】](#)」を以下のとおり改定いたします。

会員のみなさまには、ご一読のうえ、今後もご利用頂きますようお願い申し上げます。

改定する約款と新旧対照表

株式会社アイキャスト 放送視聴契約約款 (2026年4月1日改定版)

対象の条文	内容	
第3章 サービスの提供 (当社が提供するサービス) 第11条(5)	新	削除
	旧	チャンネル付帯サービス(専門チャンネル(モバイル向け)サービス): 本サービスとして提供する当社が定めた放送の同時再放送サービス及び当社による自主放送サービスのうち、当社が指定するチャンネルと原則として同編成のサービス内容を、基本放送サービス、見放題チャンネルサービスまたはオプションチャンネルサービスの視聴契約を締結する者に提供するインターネットを介して提供するサービス